

各種申告の受付が始まります

所得税の還付申告の受付開始

■平成 25 年分の還付申告の受付が始まります■

町では、1 月 31 日（金）から本庁窓口及び洞爺総合支所窓口で随時受付を開始します。

申告書は「確定申告の手引き」などを参考に自分で作成し、提出してください。

また申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」で簡単に作成することができ、作成した申告書は、送付または電子申告（e-Tax）により提出できます。

詳しくは、室蘭税務署（☎0143-22-4151）へ。

◆毎年スムーズな申告受付ができるよう心がけ、町民の皆さんにご理解をいただいているところですが、1 月 31 日（金）以前については、申告の受付体制がシステム構築の関係などで整っていないことから、お急ぎの場合は、大変お手数ですが、直接税務署へ行っていただくなどの対応をお願いいたします。

家を取壊した方は家屋の滅失届を

■1月31日（金）までに!■

固定資産税は、1 月 1 日現在の所有者に課税されます。



未登記の家屋を取壊した方で、まだ家屋の滅失届をされていない方は、1 月 31 日（金）までに税務財政課へ家屋滅失届を提出してください。

なお、登記されている家屋については、札幌法務局室蘭支局へ建物滅失登記申請書を提出し、滅失の手続きを行ってください。

償却資産の申告を忘れていませんか？

■申告は1月31日（金）まで■

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用の資産（構築物、機械、器具、備品など）のことをいい、所得税法、法人税法で減価償却費として必要経費又は損金に算入されるものです。

償却資産の申告にあたっては、法人事業所は固定資産台帳や法人申告書を、個人事業者は所得税確定申告書の減価償却明細書や固定資産の管理帳簿などをもとに行ってください。

確定申告書の減価償却明細書に、控除される経費として事業用資産の申告がな



されていても、償却資産申告書には、その資産の記載が漏れているといったことのないよう、必ず確認のうえ適正な申告をお願いいたします。詳しくは税務財政課へ。

申告書は便利な「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページ【<http://www.nta.go.jp>】の「確定申告書等作成コーナー」は必要な項目に、金額等を入力すれば税額などが自動計算され、簡単に確定申告書を作成することができる便利なシステムです。

作成した確定申告書は、印刷して郵送等により提出できるほか、そのまま e-Tax（※）で送信することができます。

室蘭税務署などの申告会場にお越しの際には、「前年の申告書控え」、確定申告に必要な書類及び印鑑をご持参ください。

なお室蘭税務署での相談時間は平日の午前 9 時から 5 時までです。

会場が混雑している場合は受付を早めに締め切ることがありますのでなるべく早めに（午後 4 時頃までに）お越しください。

駐車場が大変混雑しますので、公共交通機関をご利用ください。

（※）e-Tax の利用に当たっては、電子証明書が付与された住民基本台帳カード（IC カード）及び IC カードリーダーが必要で

税務署の閉庁日（土・日曜日、祝日等）は税務署での確定申告の受付は行っておりませんので、ご注意ください。



確定申告
の相談と
申告書の
受付

2 月 17 日（月）

～

3 月 17 日（月）

◆還付申告については、1 月 31 日（金）から始まります。

洞爺湖温泉支所 申告相談日

■日 時 2 月 28 日（金）
（午前の部）
10 時から正午
（午後の部）
14 時から 16 時
■場 所 洞爺湖温泉支所
会議室